

令和6年度 重油(1種1号)売買単価契約  
(第2期)

引合仕様書

令和6年5月

日本原子力研究開発機構

大洗研究所

## 1. 概要

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（以下、「機構」という）における非常用発電機及びボイラー設備の燃料として使用するA重油の購入に関するもので、機構の指定する受入設備に納入するものである。

## 2. 品名

A重油（1種1号）

## 3. 仕様

重油は、JIS規格 K2205 1種1号の性状規定に適合していること。

但し、硫黄分については0.1%以下とする。

契約期間中に当初予定外の元売り会社から仕入れる場合は、その社の性状表を納入前に契約担当課へ提出し技術審査を受けるものとする。

## 4. 納入期間及び納入場所

### (1) 納入期間

第1四半期 自：令和6年7月1日 至：令和6年9月30日

（但し、機構が定める休日を除く毎日。なお、長期連休時は休日に納入を依頼する場合があります。）

### (2) 納入場所

〒311-1194 茨城県東茨城郡大洗町成田町4002番地  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所

#### 【北地区】

H T T R非常用発電機A, B系統（地下タンク）

管理機械棟

#### 【南地区】

高速実験炉「常陽」

## 5. 予定使用量

約120kℓ

但し、数量は予定数量であり、実際の発注数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てない。

## 6. 提出図書

### (1) 提出図書一覧

図書名	提出時期	提出方法	提出先	部数
仕入れ先（元売り会社）への注文書等（写）	注文後速やかに	電送・郵送・持参	請求箇所	1部
納品書	納入時毎	持参	財務部（大洗駐在）	1部
性状表	納入時毎	持参	請求箇所 財務部（大洗駐在）	各1部

(2) 納品書は、受注者の様式でも可とするが、発注指示書の発注番号・納入日・品名・仕様・数量は必須項目とする。なお、仕様欄は、「JIS規格 K2205 1種1号」と記載すること。

(3) 性状表には、次の項目を入れること。

密度          反応          引火点      粘度          流動点      残留炭素分  
灰分          硫黄分      水分          発熱量      窒素分

## 7. 納入方法

四半期ごとに基本(単価)契約を締結し、これに基づき請求個所が発行する発注指示書により、原子力機構の確認を受けた後、タンクローリー車等で納入すること。

8. 検査箇所  
財務部(大洗駐在)

9. 検収条件  
納入日・品名・仕様・数量の確認及び納品書、性状表の審査、受入設備への納入完了の確認をもって検収とする。

10. 標準納期  
発注指示書によりその都度指示する。

11. 協議事項  
本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合には、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

12. 特記事項

- (1) 原子力施設の安全管理上最も重要な設備の1つである非常用発電機等の燃料として使用するため、受注者は、次の点に留意して仕様外の重油を納入しないこと。
  - ①仕入れ先(元売り会社)へ注文するときには、原子力機構からの発注指示書を添付するなどして誤納入防止に努めること。
  - ②元売り会社及び配送会社を含む納入に当たる全ての者に対し、重油の仕様を遵守し、品質管理には十分に留意するよう周知すること。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに原子力機構からの受注方法及び納入方法等について契約担当課及び検査担当課、請求担当課と打合せを行うこと。
- (3) 受注者は、納入業務の実施にあたり知り得た情報を原子力機構の許可無く第三者に口外してはならない。
- (4) 受注者は、納入業務の実施にあたっては、次に挙げる関係法令及び所内規程を遵守するものとし、原子力機構が安全確保のための指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
  - ・石油備蓄法
  - ・道路交通法
- (5) 受注者は、納入業務の実施にあたって、万一事故が発生した場合は、速やかな措置を講じるとともに、事故の状況について、原子力機構に報告すること。

以 上